伊能忠敬の丹波測量(三・完

―― 多紀郡大山宮村園田家文書による紹介 ―

一 御本陣前水桶弐對	正五ツ時御着	一 御本陣附 宮野善蔵様	御宿取たれ駕籠ニ而	覚	(1 1 (1		1	١١	四 文化十一戈二月三日	(表紙)タテ三四・五 ヨコーニ・五		(5) 測量方御用日記	
一丁さし さり 一	一 さし 一	ー さし ー	ー さし ー	ー さし ー	_ さし _	一 さし 一	ー さし ー	ー さし ー	ー さし ー	ー さし ー	さし壱荷	一御本陣附こほり弐ツ	五ツ時過馬(「テム)
一 さし 四ツ 五つ半頃着 門谷様	別本附		弐ツ 緒形様	ハさしニ願上事	〆 内箱壱ツ負ニ候得共十五貫匁も在候へ	ー さし 一	一 さし 一	_ さし _	ー さし 一	ー さし ー	ー さし 一	一 さし 一	ー さし ー

藪 田 **俊** 二

四ツ三人持	御本陣	右荷物ノ内		清兵衛様	久保木佐右衛門様	小子ノ間	保木様	一 別間 /尾形様	隠居	嘉平二様	一次間善養蔵様		上 伊能様 一間	一 御本陣附		(1777) 一間 久保木佐助様	(2)[十] 御家来	門谷様 別本陣	一間	内 三ツ 三人持
	又六人	追入迠人足百三拾人	栢原ゟ送り込		外二壱人 弁当持	長持壱 六人持	同断	長持壱 九人持	御本陣附		こほり 壱	こほり御同人様	尾形様	こほり刀箱	こほり壱 保木啓蔵様	隠居ノ間。さし弐ツ	本陣	(2)「カ)	三ツ 三人持	別本陣
	一 別間前 同断	かさり手桶 壱對ツ、	高張 弐本ツ、	もり砂	一 御門前幕 弐はり		本陣拵覚		壱荷	一 御箱 弐人		一 御乗物六枚		一九ツ前頃御着	(分)	直に坂へ御出迎 御先拂弐人	四ツ頃又左衛門へ御着	畑仲助	羽室兵助	西田専助

笹山奉行

万屋

一 ぎやく臺 三ツ

御本陣へ昼飯御一緒ニ成

駕籠

三人

清五郎門ニ而 中のや門ニ而

御役人 小堀様ゟ出役

御手代

ー(3 丁 立^ウ) 人

一(4丁オ) **手**箱

綱引

*拾 人

御昼御本陣御一緒 (4丁ウ) 本役迠 人見只右衛門様

壱人三四分入事

杭打人足

先へ測量ニ御出

しやうき 五ツ

東ニ而ひしや門

坂下立石ゟ

湖縣 有

此所へ写取

四七

きじやく立場也

竹馬 壱荷

梵天竹

四ツく

直道壱丁ニ三本

さいりやう人付来ル

追入問屋

本間 軽尻

帳上ル

人足

峠ゟ壱まり下迠

壱ツ

水箱

御

追入坂ハ時刻過候ニ付、御昼後被成、右

製札迠測量、爰ニ梵天立

相済御引取

三日昼追入

御壱人

ぎやく臺 五ツ

五人

内長キ方梵天付 ミしかき方御箱付

梵天 壱 十人

人足

人留ニ遣ス

昼ハ兵右衛門

両かけ

壱荷

余り人足 坂道分へ

四人

用意之内

栢原先拂庄屋 弐人

	追入宿	右之通御定之賃銭相違無御座候、以上	人足 壱匁一分	軽尻 壱匁四分六り八も	本馬 弐匁弐分	柏原へ弐り	人足 八分弐り五も	軽尻 壱匁一分	本馬 ・ 壱匁六分メ	国料へ壱り半	人足 壱匁九分二り五も	軽尻 弐匁五分七り	(うかけ) 本馬 三分八りょ	古市宿へ三り半	宮田村へ一り半	立場北ノ新村へ一り	人足 壱分九り〆	軽尻 弐匁弐分	本馬壱疋 三匁三分	笹山御城下へ三り	追入宿	京大坂街道
外二宮村人足四人	(万助	上 然三郎 △	宮村 三人 /定七	(駒平	市郎兵衛 △	上村 三人 /与兵衛	内残分	人足八ツ頃ゟ引	三日		跡御人数不残御出被成候	御本陣ニ御留り	伊野勘解由様	直様御立、追入坂へ御出被成候	九ツ時少し過		追入宿	京大坂街道	御定人馬賃銭書付	上書ハ	又左衛門	源蔵
	/与七	根天義番 /磯二郎	人足 弐人 追入村	三日七ツ半ゟ明六ツ迠夜番也		小堀御役人送り	四人新村ら出ル	四日朝七ツ揃		ちぐ 人足引	メークター	追入 弐人 /磯二郎		\下村 文左衛門	徳右衛門	/上村 小兵衛	此名前	人留三人共置	佐兵衛	勘左衛門	(磯八	別用三右衛門ニ置 /惣八

Δ

	〇 纟 五人	東河地発壱人	外ニ壱村ぎんミ	下村	○ 上村	肝煎 四人 宮村		メ九人	新武	上与 下五 一平 丁善	薗田 池田 下久 徳柴	○夕飯覚	ያታ <i>ያ</i>	L	上又 新武 五郎七	長政 下久 上与	一〇池田様 丁善 一平	昼飯認覚	吉野屋二而	いですり	右ニ付四日朝神田様へ御参詣、社坊案内	丹多紀八社御尋之事
	一 木地三方 一		一 もうせん 壱		一 刀かけ 五ツ	道具	味間へ遣し候分	二月四日朝遣ス	うたり	其餘者追入同断也	笹山表拝借之幕ヲ張廻し申候	一新田本陣武兵衛裏ニ而、木屋馬屋ノ前通者、	銀天義場四日夜	到		へり也	仕候、尤幕なし、莚かこいニて敷ものうす	御座敷不残御出被成候、皆べ詰居候者拝見	三日夜六ツゟ五ツ過迄壱時余御掛り被成候、	一場處御本陣喜蔵 浦 酒蔵之東御建被成候、	銀天義場	三日夜 (7丁オ)
〇三日夜泊		一 料理人七人 御木	○三日夜		但し新田持場ゟ合也	(E] N	(3) h	道具持追入村	一味間行		五人	一 余慶人足	四日 追かゝり 追入村		新田へ	味間へ遣し又村帰ル	此人足 弐人ニて	追かいり追え	£	一 せん・わん 七人前		一 下駄・傘 六人前
		御本陣泊						弁				Δ	秄			Δ		追入村ゟ出ル		介前		前

一 木之部村 四十五人(8丁ウ) 東岡屋 下五 下久 東河地上下弐人 東濱谷 矢代村 大野村 丁善 上村供 〇上村弐人 徳柴 一印平 追入朝六ツ半御立 壱人 四日朝認 神田様へ御参詣 追入村ゟ新田着ニ而引 メ四十五人 さかなや 笹山行 拾人 追入

ら新田着引 八人 五ツ上刻神田へ御参詣 上村千蔵 吉野屋 野尻 西岡屋 今橋村 西濱谷 Δ 七人 上村出 〇柴太夫 下村五郎七ニ而昼認 御奉行送り三人 壱人 五郎七 新田迠ニ而引 善左衛門 下村橋二而引 掃もち壱人 同文左衛門引 新田迠ニ而引 新村太七 下村橋二而 橋二而引 社坊御案内 与七 上村 祐左衛門 利兵衛 追入村 庄太夫 宇兵衛 宇八 八郎兵衛 Δ Δ Δ Δ

小堀御役人人見只右衛門様

郡中是

ら無用

之由

用掛り

ら配

附出

ル

尤測量方
の御断ニ付引

Δ

新田ゟ引

役柄ニ候へハ、御届ケも不申上是迠来り、追入ゟ御駕籠之所被御断、尤当時青山様御

沙汰も候ハゝ、宜御取成候様被仰聞候ケ様ニ駕籠ホ申付候義気侭之取斗恐候、御

四日惣人足之内(9丁2)

茶漬

久兵衛門

○味間新村庄屋宅ニ而

昼認弐人

(9丁才)

メ五人

酒とも

外供人数様味間へ御越(10丁ォ) 奥間 御本陣 伊能様御本陣ニ御残り被遊候 新田へ測量様五ツ過御着 伊能様 北ノ村 追入 石住村 徳永村 新村 上村 宮村 下 村 長安寺村 丁ノ田村 一印谷村 武兵衛 通り人足 三七三壱六弐弐八人人人人人 (10 丁ウ) 御本陣 別本陣 御次 小堀御役人 隠居之間 三日ゟ四日朝飯迠 御座敷 門谷清次郎様 別間 御家来 久保木佐助様 宮野善 三 様 保木様 尾形様 人見様 次御家来衆壱人 次ノ間御家来壱人 加藤嘉平二様 久保木佐右衛門様 追入又左衛門ニ而 外二家来清兵衛様 忠左衛門 祐左衛門 御郡様宿 庄屋宿并人足宿 沢井又助様 御用懸り宿 用懸り人 郷組衆宿 明山氏 畑 西田専助殿 九右衛門 羽室兵助殿 郷組 ハツフイニ而 御先拂弐人 跡壱人 仲助殿 三飯 酒 壱度 三好五右衛門殿 宮村平兵衛 よしのや利左衛門也 塩屋利八

又左衛門

与兵衛	市郎兵衛	上村駒平	取人足分	天もん場之拵へ	新田二而	(1丁ウ) 外役人上ル	宮村平兵衛	御餐懸方	郷組様	旦那様	徳永傳左衛門	一 御郡様宿	四日昼ゟ五日昼柄迠		但馬屋治八	一 庄屋宿		まつや利兵衛	一 新田御用懸り宿		四ノ間 御供人弐人	御餐懸方 傳左衛門
(専助	一磯右衛門	重兵衛 △	新村 /作兵衛	22	*	文平	一印谷村		〆 三人	\市郎兵衛	与兵衛 △	上村 /駒平	少し暮二及ひ帰り申候	迠之梵天竹之人足拾人笹山御泊迠遣し申候、	手も不知事故、用懸り方ゟ御頼ニ付、則是	五日梵天持へ引分、尤是ハ宮田組人足ハ勝大派権		外村	外へ 北野村	斗もの	是ハ七ツ時ゟ前ニかゝり申候、御	〆三人
	三日	壱人 石住村	一 三人 内弐人 丁ノ田村	四日		一 壱人 弁当持	二月三日 追掛り 石住 △		四日分足追か、り十七人	北ノ村 五人	宮村五人	四日人足追か、り分	* 十 一人		外二傳兵衛	7井	〆拾人	メ 弐人	(傳助			〆 四人

Δ

三日晚四日朝 追入	一印孫左衛門上村久太夫三人認別本陣	新	丁田安右衛門下村惣兵衛	御供 宮村利兵衛 弐人認 御本陣	一 肝煎 新田	候	是二日共夜ニ入遣ひ申候、御心得可申小遣	小遣与七柴太夫上村専蔵	二月三日四日 こツ ^(12丁ウ) 組内庄屋小遣 夜ニ入迠勤ル	一 弐人一 美八四日上村
一 壱飯 御本陣 新田		一同断	一同断	酒有 丁田安右衛門	六飯 下村惣兵衛 一 同断	三日夜晚飯四日朝 追入	主村久太夫 宝村利兵衛	一 同断 升屋	一印孫左衛門	六飯 上村久太夫 吉野屋
笹山町御用懸り来り候ら出申渡之處、俄ニ無用ニ被成	一 笹山御用向馬 弐疋四日	弁当持 壱人 △ 不住村	!	但し 賃傳馬 小堀様共笹山迄	一 人足 三人 同断五日分	一草鞋三足同断	1	燭そく代 一 新田梵天竹 同断	四日夜	又左衛門認

代五兵衛	戌二月三日 喜兵衛	御本陣	取奉申上候、以上	右ハ二月三日昼ゟ四日朝迠御泊御賄代慥受	メ丁八百四十四文	代五百五十一文	一 白七升五合 上下十人分	一 木銭弐百文 下八人分	一 木銭百四文 上弐人分	覚 半之帳	御宿ゟ書付上ル覚書ひかへ	33	外二大山組十一人	メ五十五人	同 喜兵衛 古佐組	本陣ゟ夜深候事故あんとう出し候事	《八十人	(大沢組	人足宿 杉右衛門 /板井組	新田	申候	本陣ゟ夜深候事故あんとう書附いたし出し
メ三人	〇太助并供 一平	四日但馬屋治八泊り	昼飯	庄屋武兵衛	北野新村	大山下村枝郷	戌二月四日 丹波多紀郡	右之通ニ御座候、以上		代七十弐文	一一白米壱升	(41 +)	代丁百三文	一 銀壱匁		代丁六貫六百三十三文	一 金壱両 但相場六十四匁四分	覚	同書上ひかへ	まし帳		右新田共両本陣如此也
肝煎衆 九飯 五日朝飯	夜食	新田御本陣ニ而 四日夜夕飯		祐左衛門	茶漬 柴太夫	源蔵 夕飯	追入	0	池田 夕飯	上下	夕薗太 夕飯壱	四日 傳左衛門ニ而	7	酒あり	* 大	柴太夫	与七 供	但庄屋供上村義八	丁善祐左衛門	〇五郎七 武左衛門 平兵衛	上与 柴太夫 平右衛門	四日夕飯

陣ゟ書附御しらへ被申侫	御本陣之書上ハ何分難分、是ハ両所共両本		メ 十弐人 余り申候	板井組 四人	大沢組 七人	古佐組 壱人	五日朝惣人足之内		候哉吟味之事	○但追入ゟ出ル、尤新田ゟ又笹山へ行戻り	一 風呂桶 棒弐本	(51 -)	四飯 酒あり	丁田安右衛門	肝煎 下村惣兵衛	別本陣 右同断 内夜食ぬけ		一印孫左衛門	上村久太夫	宮村利兵衛	三人 酒あり
**************************************	五郎七	善左衛門	五郎七	祐左衛門	柴太夫	与七	御帰り五郎七下ニ而出迎	其跡ハ五郎七は残り		下村久兵衛・味間へ行	長安寺武左衛門	同	尤伊能様ハ本陣武兵衛へ御残り	帰被成候	四日八ツ過比、味間従大沢迠測量相済、御		(1つた)	(5) 也 (2)	はからす遣被申候、アマリ気侭成事ト惣評	ニ候へ共、酒・しほ抔と申、追ゞニ余程酒	追入・新田本陣料理人、味噌・醬油ハ持参
五 五 日、	(6 丁 ナ)	外ニらうそく壱本		尤泊りハ 八人		〆六人	源蔵	○五郎七 ▽	柴太夫	一同人宅	五日朝飯		〆四人 酒あり	追入源蔵	宮村平兵衛	○追入又左衛門	下村五郎七	一 但馬屋治八二而庄屋夜食		御名前奥二有	6 上取
		•					平兵衛	又左衛門	祐左衛門									屋夜食			

新田武兵衛・忠左衛門ニ而役人衆様御間

御奉行送り人足

新村ゟ 三人 一印谷村ゟ三人

Δ

五日

朝六ツ半時新田御本陣御發足

大庄屋・庄屋 園田

又左衛門

平兵衛

与七

祐左衛門

又右衛門

柴太夫

武左衛門 善左衛門

五郎七

候、木之部境迄役人御見送申候事

御奉行様昼から傳左衛門ゟ御出駕ニ御座

五日

右之人数鎌か森迄御見送ニ被成候

御座候へ共、追ふニ御聞取可被成下候

笹山御借ものハ別帋御返書も御座候事故

達留り

測量御役人様へ上ケ申候御手札之扣

青山下野守内

郡奉行

沢井又助

紙奉書

長サ 六寸五分斗

横弐寸八分斗ニて

半之帳也

書上ケ覚

人足八人 但人足替り

馬六疋

爰迠ニ失念いたし申候、本陣ニひかへ御

座候、御うつし可被成下候

右荒増ニ写し申候、余者洩候事も数多可有^(エア丁ウ)

ひかへ置□、 此帳面ニ印し不申候、いつれ是ハ御本陣へ

二月五日九ツ時

可然申付候者也

御郡方御奉行様、徳永傳左衛門ら御出立、

尤

大庄屋

小庄屋

(18丁ォ) 徳永先迠御送り申、 月日 無滞御帰館被遊候也

与七

柴太夫

当所

大庄屋様

并飯持人足共、左之組名下ニ御書記し御順 二付、為念引合セ申度候間、御組へ出人足 有之候へ共、後而間違候而者勘定六ケ敷候 相揃候内、余り人足追戻し候組も有之、又 先達而割触候測量方御傳馬人足、其所なへ ハ出不足之組も有之ニ付、私共方ニ書留も

伊能勘解由様	奥ノ間	御本陳	覚	(5[+)	(この間6丁白紙)	右之通相認二月十七日頃池田氏へ遺候	可申上候	御座候故、村□吟味仕、廿三日寄合之節	右之外ニ増人足も御座候得とも、難相分	¥	外二壱人飯持	五日十人	外二三人飯持	四日四十一人	大山組 外二弐人飯持	三日廿一人	御割触之通り		組含	二月十四日 御用掛	測量方	組ゟ河合氏へ御戻し可被成候、以上 ^(18丁ゥ)
	縄取 久保木佐助様	梵天方	次ノ間	御家来	\$ <u>+</u> \$\tau	御日記方門谷清次郎様	別本陣		御家来様	さいりやう久保木佐右衛門様	別ノ間	人見只右衛門様上下	外二小堀様御家来	保木啓蔵様	測量方	尾形鎌次郎様	別ノ間		御刀持 \加藤嘉平 二 様	(宮部善蔵様	御先宿取	次ノ間
一七丁	一 七丁拾三間	一 五丁五十八間	一	一九町	一 八丁四拾壱間	一 七丁四拾七間	一 弐拾壱丁廿四間	町間之事	<u></u>	一 惣高五万七千九百四十石		一有高二千五百五石	(ま紙なし) タテーニ・四 ヨコ三四		(10) 測量方御用掛廻文			〆丁銭八百四十八文	代五百四十四文	一 白七升五合 上	一 同 弐百文 下。	一 木銭百四文 上t
宮田村ゟ	西谷村ゟ	大野村ゟ	川北村合	西岡谷村ら	東岡屋村合	町ゟ	町分		四斗六升九合七勺	十石		大山組			廻文		(以下余白)			上下十人分	下八人分	上弐人分

拾壱丁 十七丁五十三間

拾四町

木部村ゟ

大山中村ゟ

追入村ゟ 同上村ゟ

拾弐丁四拾八間

(1丁ウ) (記載なし)

(2丁ォ) **廻文**

得之ため相廻し候 趣意違候儀も有之ニ付、左ニ豫書記、御心 間、此ふり合ヲ以御認メ可被成候、尤取斗 村ニ而御昼有之候節之書上ケ弐冊相廻し候 書出し可被成候、尤先年御勘定御役人様八 御上様ゟ被「下置候分、御取調らへ之上御 測量御役人様御休泊ニ付、諸入用当所 上新村ニ而御泊り、其後測量御役人様立杭

右立杭村書上之扣ニ、道掃除帳面上ケ、并 是等之儀者御止メ可被成候 二帳面手傳人足等書上有之候へ共、此度者

梵傳竹人足ハ、御郡中一緒ニ書上ケ候間

一測量御役人様御扶持米壱舛五合宛、(2丁ウ) 所ふニ而御書上ケニ不及候 、其外買

物代不残可書出ス事

ニ而書出スニ不及心得候

右同断扶持米壱飯壱舛宛可書出事 都而働人并世話人役米弐舛宛可書出事

脇亭主・料理人に扶持米、是又壱舛ツ、可

書出ス事

但料理人手間代ハ引請之者ゟ可書出ス候間、

村さより書出しニ不及候

御地頭御役人様御出張・御先拂・道御見分 とも、壱飯壱舛宛之扶持ノ内、常例被下候

一御用掛り上下四人之扶持米壱舛宛并ニ菜代(3丁ヤメ)一右菜代是又御壱人分壱分五厘宛可書出候事、 御扶持米五合引之残米可書出候事

壱分五り可書出ス事

郡御奉行様人足五人御往来共、壱里ニ付五 分五り之割ヲ以出人足之所ゟ可書出ス事

御休泊所遠見人足之類可書出ス事 別御本陣并下宿仕出し無之分ハ、座敷賃少

い見合書出し可然事

人足引纏庄屋并人足之者揃所茶代、薪・油 御休泊所借物損賃可書出ス事

代見合、可書出ス事

足其所べより書上ケ可然事

割触候人足之内ヲ以、右荷物運送之所も 有之候、是等ハ其所へ割触候人足ヲ御減

非常手当人足隣村ニ而拾人宛其所ふる賃米 シ被成、運送人足ト御書出し可被成候

書上可然事

此賃米壱人五合ツ、ニ而可然哉、尤御泊 り所斗ニ而候

御泊り所ニ而人足五六人宛、御荷物請取并 夜分番役之日役米書出可然事

帳二而御差上可然存候、以上 参可被成、御互二帳面引合御添消之上、清 帳之侭ニ而、来ル廿三日會談所へ御持御持

戊二月十四日 測量方

御用掛り

(以下余白)

<u>11</u> 測量役人休泊諸入用書上帳

(表紙) タテ二五・〇

ヨコー七・〇

文化拾壱年

清零 測量御役人様御休泊諸入用書上帳 大山組

追入村

戍三月

北野新村

(1 丁ォ) 覚

天文方

□米五斗壱升 伊能勘解由様上下

門谷清次郎様上下 尾形鎌次郎様

保木敬蔵様

久保木佐右衛門様 久保木佐助様

追入村

如此

但し御壱飯ニ付壱升ツ、之内御夫持引残

□銀弐匁弐分五厘 (三) 但し御壱飯ニ付壱分五厘ツ、 右御人数様御茶代

□ 同弐 **2**四分六厘 郷御組西田専助殿二月朔

日国領峠御立會入用

宮野善蔵様

加藤嘉平二様

小堀様御内 人見唯右衛門様上下

〆 拾弐人様

戊二月三日御昼ゟ御泊り、夕朝共飯数三

御昼認斗り也 拾四飯、但し小堀様御内人見様御家来ハ

但し御壱飯ニ付壱升五合ツ、

(1丁ウ) □米七升五合

御郡奉行様、二月三日御

昼台四日朝迄上下五人様

宮村御泊り、飯数合十五

飯之内、七升五合御夫持

被下引残

□米 弐 斗弐升

御用掛弐人并雨具持弐人

都合四人二月三日昼合四

日朝迄飯数拾弐飯分

但し壱飯壱升ツ、

□銀壱匁八分 右茶代

料理人七人二月三日昼台

□米弐斗壱升

五九

此訳 五分

にきり飯代

壱匁九分六厘 薪代

(2丁才)

□ 米 壱 升

御夫持壱升被下引残

右同断之節御認弐飯

右茶代

□ 銀三分

□米四升五合

御先拂郷御組衆三日御昼

人分、御夫持四升五合被 **ゟ四日朝迄九飯御認御三**

下引残

□銀壱匁三分五厘

右茶代

(2丁ウ)

同壱万	
尼壱石壱斗六升	
六升	
諸人口	
人足五拾口	
人	ß

一同壱石壱斗六升 諸人足五拾□人		但し壱飯ニ付壱舛ツ、	廿九飯	日朝迄三飯ツゝ飯数合百	一同壱石弐斗九升 右人足認二月三日昼ゟ四		*	五人 水日役	三人 茶方人足	四人 脇亭主并世話人	四人 別御本陣給仕人	九人 御本陣給仕人	四人 別御本陣料理人手傳	八人 御本陣料理人手傳	此訳 六人 御荷物番	(3) rt.人分	但し壱人ニ付日役米弐升ツ、都合八十六	ツ、	一同壱石七斗二升 働人足夜半替り四十三人		但し壱飯壱升ツ、	四日朝迄飯数合廿壱飯	
				□米六斗		*	四人	八人	四人	四人	六人	弐人	弐人	三人	壱人	三人			立 五人	八人	此訳 □人	但し壱人ニ	
	壱飯ツ、認六人分	人三日夕飯	番弐人并風呂方四人メ六	右人足五拾八人之内梵天			御通行往来留メ人足	笹山へ道具取人足	風呂方	遠見人足	夜具持運人足	栢原へ掛合人足	札場ノ元梵天番	新田へ釣臺持	味間迄御手掛御失念持□	味間迄荷物運	郷御組衆夜廻り挑灯持	料理人用笹山へ使	別御本陣掃除人足	御本陣掃除人足	星測場拵并番共	但し壱人ニ付日役米弐升ツ、	
弐匁		壱匁弐分五り		□ タ五□ リ	(2)	此訳三夕	(4 丁 ウ	一銀廿弐匁壱分七厘					一同壱斗五升					一同壱斗			一同壱斗五升	一同五十 十 十	
ろうそく不足□ (±損)	代	五り 御荷物直し大工半人	用なわ壱束五わ	荷物からめ并星測入	状賃	氷上郡多利村へ聞合	村方ニ而調物代	厘		茶代	同断二月三日夕冷朝迠	右同断茶・薪・油代	三月四日朝		茶・薪代	<u> </u>	人足揃所并引纏庄屋宿	二月三日		ŧ	別御本陣座敷賃并薪代と	非常手当人足拾人	六〇

供人足壱人代	司六匁三分弐厘(正月卅日夜国領聞合入甲)(一司三恰壱匁七分九里)	引返し、柏原ニて泊り候ゆへ如此	処、又候御先触之儀聞合ニ飛脚遣候ニ付	但し柏原へ帳面上ケニ参り小倉迄帰り候	★ 「同拾六匁五分」	を欠五分 小倉ニ而認賃 (る厂す)	三匁 小倉迄飛脚賃 る・星測場うすべり賃共	□匁 供人足賃壱人代 但しあんとう	六分四厘 ろうそく四丁 一同五匁	三人泊り賃	此訳 四匁五分 庄屋弐人并供壱人メ 四匁弐分	銀拾□匁六分四厘 柏原へ聞合入用	(5丁オ) 此訳 十三匁弐分	/ 一 一 一 一 同 拾 七 久 四 分	四匁五分 右同断炭三俵代	用油壱升五合代 一銀拾七匁	五匁七分 御本陣并別御本陣入	壱 匁五分 酒壱升五合 (**)	五分巻紙代(デア)三分弐り	七分弐り わらし九足代	を夕九分五り 草履十五足代 四匁五分
二月三日御昼入用調もの代	允 軍	笹山へ三里	但し壱里五分五厘ツ、	五人ツ、	郡御奉行様御往来共人足		すべり賃共	但しあんとう・火鉢・たばこほん・きせ	借りもの損賃	損料六分ツ、	火燵ふとん七ツ代	夜具損料壱匁弐分ツ、	(分 測量御役人様拾壱人	夜具借り賃	迠昼夜国領峠梵天竹番賃	二月朔日夕ゟ三日七ツ時			ううそく弐丁代	人泊り賃	? 庄屋弐人供壱人メニ
		此訳				一銀四					(6)	ה ל ל							此訳		
七分五厘	四分四里	六匁三分		測量	二日	銀四拾弐匁八分八厘		*	八分	壱匁八分	弐匁六分	弐匁六分	壱分	弐分八厘	六分六厘	弐分五厘	五分	壱匁弐分	廿壱匁		測量
浅草海苔三枚	豆腐四丁	菓子七盆		測量御役人様拾壱人様分	二月三日夕御認入用調物代	建			醬油	味噌	ふし弐本	奈良漬弐舟	楊枝七せん	杉はし十四せん	豆腐六丁	くす壱合	わさび	しゐ茸	鯛弐枚		測量御役人様拾弐人様分

弐分四厘	壱匁三分	三分三り	十三匁八分	五分	弐匁六分	弐匁四分	此訳 六分	測	==	一同弐拾七匁五分弐り		*	弐匁五分	五匁八分	四分五り	(アプラン) 弐分	弐分四り	七分	壱匁六分	弐匁六分	弐匁六分	七分
杉はし十二せん	ふし壱本	とうふ三丁	大すゞき壱本	人参弐わ	長いも四本	雪輪麩	秋小豆六合	測量御役人様拾壱人様分	二月四日朝御認入用調物代	ŋ			井弐鉢	たこ弐はい	ろうそく四丁	楊枝十四せん	杉はし十二せん	醤油	味噌	奈良漬弐舟	ふし弐本	小いも弐升
白	同丁五百四拾壱文	但	外	同丁百九拾弐文	但	内銭丁百文	物学銀五百三拾九匁七分九厘	(8万年) 代銀三百弐拾八匁弐分壱厘	がへ	但し斗り切御直	米五石六斗五升	銀弐百拾壱匁五分八厘		_	一銀五匁弐分料		X	七分五り	壱分	七分	弐匁六分	壱匁六分
白米七升五合代被下	文	但し御壱人廿四文ツ、	外八人様同断		但し御壱人五十文ツ、	上御弐人り様木賃被下	七分九厘	匁弐分壱厘		但し斗り切御直段石ニ付五拾八匁九厘		八厘		一日弐匁宛割合之分	料理人手傳三人ツ、賃金			ろうそく五丁	楊枝七せん	醬油	奈良漬弐舟	味噌
ķ		小								一米四斗三升五合 伊能勘解由様上下	天文方	覚	(9丁 計	(記事なし)	(3 (5 ウ)		引残 五百三拾壱匁八分六厘	此銀七匁九分三厘	但	三口メ丁八百三拾三文	ツゝ	但
〆拾弐人様	人見唯右衛門様上下	小堀様御内	加藤嘉平二様	宮野善蔵様	久保木佐右衛門様	久保木佐助様	保木敬蔵様	尾形鎌次郎様	門谷清次郎様上下	能勘解由様上下	方	北野新村				被下置候様奉願上候	八分六厘	三厘	但し丁百五文替	三文	`	但し壱升ニ付七十弐文

	但し御壱飯ニ付壱分五厘ツ、	(0)(1)(0)(1)(1)(0)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)		但し御壱飯ニ付壱升ツ、	三升五合被下引残	メ飯数七飯之内御夫持米	昼御壱人夕朝御三人ツゝ	一米三升五合 御先拂郷御組衆二月四日		但し御壱飯ニ付壱分五りツ、	一銀三匁 右御人数様茶代		但し御壱飯ニ付壱升ツ、	引残	飯之内壱斗御夫持米被下	徳永村御泊り、飯数合廿	6五日御昼迄上下五人様	□米壱斗 御郡奉行様二月四日御昼	(9丁ウ)	付壱升五合宛	弐人様ツゝ飯数合廿九飯、但し御壱飯ニ	戌二月四日御昼五人様、同夕・五日朝拾
三人 茶方人足	三人 脇亭主并世話人	三人 別御本陣給仕人	七人 御本陣給仕人	三人別御本陣料理人手傳	(1) 7 七人 御本陣料理人手傳	(0) 工人 御荷物番	都合七十弐人分	壱人ニ付日役米弐升ツ、	ツ、	一同壱石四斗四升 働人足夜半替り三十六人	į	何日夕ゟ何日朝迄と御用掛誰と可有之	(付箋)	但し壱飯ニ付壱升ツ、	日朝迄飯数合廿壱飯	一米弐斗壱升 料理人二月四日昼ゟ五	(付箋有り)	一銀壱匁八分 右同人茶代		但し壱飯ニ付右同断	メ四人飯数合十弐飯	一米壱斗弐升 御用掛弐人并雨具持弐人
×	五人 夜具持運人足	弐人 御先触持参笹山行	壱人 笹山へ肴屋用	三人 借りもの運送人足	六人 火ノ元夜廻り人足	三人 往来留メ人足	四人 風呂方	四人 遠見人足	五人別御本陣掃除人足	八人 御本陣掃除人足	此訳 六人 星測場拵人足并番共	ツ、	但し壱人ニ付日役米弐升	(同九斗四升 諸人足四十七人		但し壱飯ニ付壱升ツ、	八飯	五日朝迄三飯宛飯数合百	一米壱石八升 右働人足認二月四日昼ゟ		*	五人 水日役

四分八り	此訳 弐匁三	2	一銀拾九匁五分六り					一同壱斗五升				一同壱斗		一同壱斗五升		一年五十		但し壱飯壱升ツ、				一同壱斗
りわらじ六足代	弐匁三分四り 草履十八足代	村方ニ而調物代	六り		朝迄茶代	右同断二月四日夕か五日	油代	同五日朝右同断茶・薪・	茶薪代	人足宿二月四日昼之茶代	庄屋宿	二月四日人足揃所并引纏		別御本陣座敷賃并薪代共		非常手宛人足拾人		升ツ、	拾人分	拾人四日夕飯壱飯ツ、認	廻り六人并風呂方四人〆	右諸人足四十七人□内夜
	たばこ盆・きせる	但し星測場うすべ	一銀五匁 借	2 プ ウ	¥		四匁弐分			此訳 十四匁四分	一同拾八匁六分 夜		×	三匁九分		五匁七分	弐匁	弐分四り		壱匁四分	壱匁五分	弐匁
		但し星測場うすべり并あんどう・火鉢・	借りもの損賃			六分ツゝ	火燵ふとん七ツ損料	`	弐返損賃壱匁弐分ツ	測量御役人方夜具十	夜具借り賃			右同断炭三俵代	用油代	御本陣并別御本陣入	酒弐升	たばこ代	東代	御荷物からめなわ弐	竹棒三本代	ろうそく不足
													3						此訳			一同拾
残拾三匁三分		内拾八匁三分	メ三拾壱匁六分六厘	七分	壱匁六分	壱匁三分	弐分四り	壱分	弐匁六分	五分五厘	弐匁四分	壱分	八分八厘	弐匁弐分	弐匁四分	拾六匁	壱分	壱分三厘	三分六り	測	<u> </u>	一同拾三匁三分六り
残拾三匁三分六り当所入用ニ御座候	合書上ケ申候ヲ引	内拾八匁三分 味間村御休促所ゟ割	 六厘	醤油	味噌	ふし壱本	杉はし	楊枝	奈良漬	岩茸	玉子廿	ゆふ	三ツ葉十二わ	大椎茸十弐	雪輪麩四本	大あら弐本	春大こん	浅草海苔	玉子三ツ	測量御役人五人様分	二月四日御昼入用調物代	

(13 丁 ウ 訳 い 訳

六匁三分

菓子七盆

ゆは廿枚

測量御役人拾弐人様分

此訳 壱分壱り

測量御役人拾弐人様分 とうふ壱丁

(15 打 才 内

丁弐百五拾五文

測量御役人様ゟ木

賃被下

二月五日朝御認入用調物代

物メ銀四百弐拾五匁九分四厘

拾九匁

たい弐枚

若め

丁四百五拾文

白米六升弐合五勺

八拾三文

小堀様御役人上下 弐人様御泊り賃被

代被下

七分 壱匁五分 ふし

弐匁六分 奈良漬

壱匁六分 味噌

弐分

/わさび

壱分壱厘 八分

豆腐壱丁

壱匁

弐分四り

醤油

杉はし

楊枝

壱分

鯛弐枚

ゆ唐がらし 浅草のり

白うど五本

七分五厘

ろうそく五丁

料理人手傳三人ツ、賃銀 一日弐匁ツ、割合之分

弐分

(14 丁ウ)

□銀六匁弐分

弐匁弐分 壱匁七分五厘 拾八匁三分

大椎茸十二

弐分四り

壱匁六分

味噌 杉はし 楊枝

七分

奈良漬 醤油

ろうそく三丁

銀百四拾匁七分弐厘

米四石九斗壱升 但し斗切御直段石ニ付五拾八匁九

弐匁六分 四分五り 弐匁六分

六匁五分

あじ煎付弐鉢 ふし弐本

代銀弐百八拾五匁弐分弐厘

一銀弐拾七匁六分(14丁ォ)

候

引残四百拾八匁四分四厘被下置候様奉願上

此銀七匁五分

三口メ丁七百八拾八文 但し丁百五文替

二口合九百五拾匁三分(15丁之)

仰付候諸入用附出し奉 差上候、何卒 下置候ハ、難有奉存候、以上

右者天文方御役人様測量御用ニ付、御休泊

大山組大庄屋

同断

池田儀左衛門印

(16丁ォ) 文化拾壱戌三月

園田太助印

六五

大塚郷助殿

舟津太郎兵衛殿

(以下余白)

(12-1) 幕府勘定方役人止宿諸入用帳

(表紙) タテ二四・九 ヨコー七・○

文化未年十一月測量方今田組へ寛政八年辰年十二月 御出之写

江戸 岩浅三五太夫様 御止宿諸入用帳 服部又三郎様

八上新村

(1 丁才) **覚**

一米三斗壱升五合

服部又三郎様御上下七人

銀拾八匁弐分九厘

右入用肴并料理物町方亀

屋儀左衛門方ニ而調物代

弐匁四分 六匁三分

すゝき壱本

此訳

(1丁²⁾ **壱**匁八分

玉子六ツ たこ壱はい はも壱本

弐匁弐分

壱匁五分

かまほこ五枚

鰹壱本

五分

壱匁三分五り

ゆは弐拾枚

壱匁四分 弐分四り

> 大根弐わ 松茸五百匁

切いも五百匁

一銀弐拾弐匁八分九厘

升五合ツ、

数合廿壱飯但壱飯二付壱 昼弁当仕出シ共三度分飯 辰九月廿六日御泊り夕朝

一米九升

岩浅三五太夫様御上下弐

当仕出シ共三度分飯数合 人右同日御泊り夕朝昼弁

此訳

六分

松茸六百匁

しめし壱籠

六飯但シ壱飯ニ付壱升五

六分 壱匁

鯛壱枚 椎たけ弐合

弐匁八分

(2丁オ) 五分弐り 五分 しいら切身

かんひやう壱わ こゝりこんにやく廿二

六分 壱分四り 平こんふ壱枚

壱分弐り くるミニツ

壱匁六分八り

玉子十四

味噌

五分

壱匁九分三り 酒壱升四合五勺

壱匁五分

炭壱俵

油五合

弐匁

夜具七通り損料壱匁七

八匁四分

分ツ、

小堀様・石原様御手代中

一米壱斗

御泊り宿油炭薪諸道具損 料夜具代座敷料新村吉左

六六

右同断村方ニ而調物代銀

但し夕朝昼弁当仕出し共飯数十五 候故附上ケ不申候 飯御座候へ共御旅籠拂ニ御座 衛門渡

入用座敷料新村利助渡 御仲間弐人下宿右同様諸

一米五 光五升

一米五升

服部又三郎様・岩浅三五

七ツ揃近村6 11 扣居候 太夫様[__]御駕籠人足朝 一同五升

御扶持米壱斗之内、先達

ゟ賃銀請取郡割勘定相立申候

一米弐斗四升

同六斗壱升六合 諸人足三拾人八分役米

但し壱人ニ付弐升宛

脇亭主・世話人・料理人

四人 掃除人足

(3 子^{才)} 三人

給仕人

料理人

五人三分 小使・状使

六人半 勝手脇沓役

弐人 笹山町ゟ急使

弐人 御先触使

脇亭主并世話人

樣御出張、上下四人、郷 右御用ニ付清水郡右衛門

御組斎藤惣兵衛殿、都合 五人御泊り、夕朝拾飯分

而野夫持五俵被下候残米

公御用ニ付被下米

但し人足賃銀之儀者

左衛門・平左衛門両家へ 揃宿茶代・薪油代新村新

御朱印・御證文之御借馬ニ而、

賃銀御拂無御座候へ共、郡中

右御同断拾飯分茶代銀

一銀壱匁五分

公御用ニ付被下銀

沓役飯数廿四飯分、但

壱飯壱分ツ、

但 納米之積り二書上候処、斗切直段ニ 候、期して其心得可有之事 被仰出候、今更舛数相増候事も難成

惣メ銀百三拾三匁弐分壱毛

内

取百四十壱文

服部又三郎様御拂木賃上御壱人三十五 文、下六人十七文ツ、

(4丁オ)

一米六升

清水郡右衛門様御帰り、

挾箱人足四人役米

但し壱升五合ツ、

(付箋有リ)

合

銀四拾弐匁六分八り 但シ斗切御直段

米壱石五斗七升壱合 石二付五拾七匁 代銀九拾匁五分弐り壱毛 六分弐り替

(付箋)

ケク 三匁四分

此銀九匁八分九り 但百四文替

米七升八合五勺

引残而

百弐拾三匁三分壱り壱毛

被下置候様奉願上候

諸入用米メ壱石五斗七升

処、斗切直段ニ而被下ニ 壱合納米之積り書上ケ候

付、御米不足

代銀四匁五分弐り

仰付候諸入用、慥二奉請取候處、依而如件 夫様、御料所就御用筋被遊御通行・御泊被 右者江戸御役人服部又三郎様・岩浅三五太

大庄屋

銭百三文

右同断御上下弐人御一飯弐合五勺ツ、

銭五拾弐文

此米五升弐合五勺代

右同断御上下七人御一飯弐合五勺ツ、

岩浅三五太夫様御拂木賃、上御壱人三

十五文、下壱人十七文

但し五拾七匁六分弐りかへ

	政五郎様・青木勝次郎様	方坂部貞兵衛様・下河邊	附伊能勘解由様并手傳勤	一米壱斗五升 天文方高橋作左衛門様手		覚	(1 T t t)	二十	元 釜 洋	大 聿 寸	○ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	則量方卸殳人兼卸圣認メ渚入用長	11/25/4	文化八未手十一月	わりいたし	(表紙) タテ二四・九 ヨコー七・〇		(12-2) 測量方役人昼認め諸入用帳		(以下余白)	御年番中	巳三月廿七日 波部六兵衛	右之通当盆前郡割へ御加へ可被下候、已上
	郊様	-河邊	傳勤	様手														用帳		□		茶衛	已上
	壱匁弐分	壱匁	弐匁三分八り	此訳	一銀六匁九分三り		*	五匁五分	六分五り	七分五り	八分	壱匁	(リアン)を夕四分	壱匁八分	壱匁五分	弐匁五分	七匁三分	此訳		一銀弐拾三匁弐分			
	醬油壱升	白味噌四百匁	ッ 酒弐升五合代		右同断村方ニ而調物代銀			くわし代	かんひやう百匁	くわへ五合	うと壱わ	切いも五百匁	しい茸	かまほこ六枚	鰹三本	触壱はい	鯛壱枚		三田へ調者代	右入用肴并料理もの摂刕		但シ壱飯ニ付壱升五合宛	御上下十人三月八日御昼
				一米壱升	¥	弐人	三人	六人	五人	会に対弐人	四人	三人	三人	壱人	弐人	此訳		一米六斗弐升		×	壱匁弐分	(2] 水 八分	三分五り
六九	残米	内野夫持三□五り被下候	五右衛門殿御出張御認之	右御用ニ付、郷御組三好		脇亭主・世話人	給仕人	勝手勤・沓役	小遣イ人足	料理人	掃除人足	笹山・古市へ届ケ人足	夜中三田へ肴買人足	夜中今田新田江届人足	摂刕相野へ先触人足		但し壱人ニ付弐升宛	右ニ付人足三十壱人			玉子十五	草履・わらんじ	大根壱こ

(4丁ヴ)	三十五人の但者違法が冒			
			,	
被下置候様奉願上候	数再改、人足并手傳人足		壱人ニ付右同断	
残弐百拾匁弐分五り	被成、御出之節道法り間		御役人御出之節上ル、但	
此代弐匁三分	ゟ差出候明細帳ニ御引合		間数明細帳ニ書印、測量	
但シ壱匁ニ付百壱文通用	法り間数御打被成、村方		打人足十九人半、但シ右	
測量御役人ゟ御拂被成候	ゟ摂刕境迄御領分之間道		間釜谷村境迄道作り間数	
弐百四拾文	測量方御役人様、播州境	一米七斗	播州清水寺境ゟ木津村之	一米三斗九升
内				
物〆弐百拾弐匁五分九り	ニ付右同断		但し壱人ニ付弐升宛	
代百八拾弐匁壱分弐り	ル、此人足三人、但壱人		り掃除人足十五人	
九分斗切石二付五拾八匁替	ニ付御役人様へ相認置上		之間釜屋村摂州境迄道作	
但シ其節米直段納米ニ而六拾匁	メ差出候様ニ被 仰付候		右御役人御出ニ付木津村	一米三斗
米三石壱斗四升	木津村釜屋村明細帳相認	一米六升		(付箋有リ)
銀三拾匁四分三り			ツゝ	
人、但壱人ニ付右同断	断		人足三人但壱人ニ付弐升	
ミニぼんてん立人足拾五	メ上ル、但壱人ニ付右同		子聞合二三月七日夜遣此	
一米三斗 右間数御改之時、拾間目	九人、但し右同断へ御認		州鴨川村御宿へ諸賄方様	
(4T+)	間摂州境迄間数打人足拾		測量御役人様前日御泊播	一米六升
但壱人ニ付右同断	木津村境ゟ立杭釜屋村之	一米三斗八升	但シ壱飯ニ付壱升宛	
成候御事			飯分	
んてんヲ立、測量御改被	可然候	:	右ニ付手傳人足之飯十七	一米壱斗七升
御打被成候而十間目ニほ	御書上ケ御無用			
数拾間ツ、之水縄ニ而為		(付箋)	右同断御認茶代	一三分

諸入用慥ニ受取候処、依而如件 郎様・青木勝次郎様其外附べ六人、都合拾 解由様并手傳方坂部貞兵衛様・下河邊政五 右者測量御役人高橋作左衛門様手附伊能勘 人測量御改御用ニ付被遊御通行、御昼認并

文化八未年 十二月

大庄屋

今田組

同組大庄屋兼帯

栄蔵印

酒井三右衛門印

(5丁z) 南組

御代官様

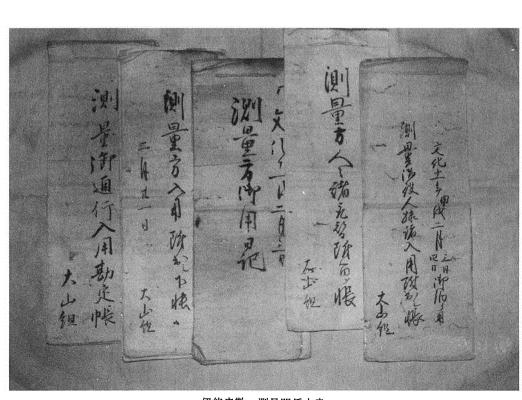
請取ニ罷出、同日御代官様御両家へ村役人

(以下余白)

召連、御礼ニ罷出候事

助様・吉田又兵衛様御役所ニおゐて、未十 右之通認メ差上ケ候処、其節御代官大塚郷

二月廿五日願之通り銀子御渡被成、則栄蔵



伊能忠敬 測量関係文書

木村修二

1

はこの時の伊能隊の測量行について概要をみておきたい。成されたものである。個々の史料については後に取り上げるが、ここで村側の対応の様子を、大山組大庄屋園田太助(庄十左衛門)によって作年(文化一一)二月に伊能隊が篠山藩領大山組を測量した際の組ないし第一回の「はじめに」でも若干触れたように、この史料群は、一八一四第一回にわたって園田家文書伊能隊測量関係史料を紹介してきた。連載三回にわたって園田家文書伊能隊測量関係史料を紹介してきた。連載

伊能隊の全国測量については、伊能忠敬自身が、全測量行についてだい。ここでは後山藩領測国が含まれるところのいわゆる第八次(九州第二次)測量行についてだよができまれるところのいわゆる第八次(九州第二次)測量行にわたって単端が含まれるところのいわゆる第八次(九州第二次)測量行にわたって単端が含まれるところのいわゆる第八次(九州第二次)測量行にわたって単常である。

を迎える。さらに三月には壱岐・対馬、五月には五島列島を廻り、八月経て再び小倉まで戻り、九州の北側を丹念に測量し佐世保で一八一三年種子島・屋久島の測量をおよそ二ヵ月かけて行なう。その後、鹿児島を(分隊)を行ないながら三月には鹿児島、そして今次の大目標であった一八一一年(文化八)一一月であり、翌年正月に九州小倉に到着、手分一八一一年(文化八)一一月であり、翌年正月に九州小倉に到着、手分

方面へ出立している。 山・姫路・豊岡と中国地方内陸部をジグザグに東へ向かっている。この び笹山着、一一日は藩領東端の福住村に至り、翌一二日に丹波亀山藩領 古市村、七日に市原村、八日九日と北摂三田藩領を通過し、一〇日に再 この後の篠山藩領における伊能隊の行動は、五日に笹(篠)山、六日に 翌四日は同組北野新村に宿泊している。本史料群はこの時のものである。 敬率いる本隊である。二月三日に栢原より大山組追入村に到着し宿泊、 向かう途中に通過している。伊能隊は、出石で宮津方面へ向かう手分隊 間姫路でさらに越年して、一八一四年二月に京都、三月に四日市、四月 しかし、帰路でも測量は続けられ、手分をしながら萩・広島・松江・岡 が分かれており、福知山・栢(柏)原を経て篠山藩領に至ったのは、忠 日数を費やしている。旅行終了時、忠敬は数え七〇歳となっていた。 ている。旅行期間は二年半にわたり、全十回の測量行の中でも最も長い に飛騨高山、五月に信州飯山と経て、同月二三日にようやく江戸へ戻っ に長崎に到着する。一〇月には三たび小倉に達し、ようやく帰途に就く。 さて本史料に直接関わる篠山藩領は、九州からの帰途豊岡より京都へ

いて解説してゆきたい。簡単ではあるが以上を前提として、次に今回紹介してきた各史料につ

2

(1) 測量御用につき大庄屋廻状

に出発するにあたって、幕府老中松平信明の名で通行予定の沿道各地に一八一一年(文化八)一一月、伊能隊が第八次(第二次九州)測量行

向けて出された先触が本史料である。触は、本文と別紙「道順書」から 「点からみてとれる。先にみたように、伊能隊が実際に篠山藩領にやっ 「点からみてとれる。先にみたように、伊能隊が実際に篠山藩領にやっ である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。とりわけ藩や幕 である。また「道順書」に は、江戸から遠くは種子島・屋久島までの往復にあたって予定しているのが特徴 である。また「道順書」に である。また「道順書」に である。また「道順書」から 「会所」は、代官→大庄 である。また「道順書」から 「会所」は、代官→大庄 である。また「道順書」に である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。これを承けた各藩、ここでは篠山藩の「会所」は、代官→大庄 である。とりわけ藩や幕 である。とりわけ藩や幕

(2) 測量方御休泊用・御案内手続覚書

割等々、かなり細部にわたったものとなっている。泊割や部屋割、出迎え方、料理向、必要物品、随行諸役人の応接、

人足

(3) 測量御用控書

れる。 先への先触逓送指示)。伊能隊は翌三日に大山組の玄関口追入村に現わ が、これらはいわば最終確認といえるものである(内一点は大山組より らわかる。本史料の終盤には、二月二日付の書付が数点載せられている の二点の覚書にほかならない。そして二六日から二月朔日までの四日間 階でまだ流動的だったので変更が有りうる旨を記している。実際、ルー ほとんど近いが、伊能隊の行動が、確実にやってくるとはいえ、この段 で当面の対処方が御用掛より報されている。内容は(2)で見たものと 八を派遣して隊との打ち合せに当たらせている。大山組には、二六日付 馬国出石郡小谷村にあった伊能隊の許へ御用掛の多紀郡東岡屋村庄屋磯 近いことを実感したことであろう。藩の対応もすばやく、二四日には但 除く)。もっとも早いのは正月四日付で、これは伊能隊が出石から京都 に組と御用掛とのさまざまなやりとりがなされていたことも収載史料か トの若干の変更があったため再度指示しなおされているが、それが (2) には正月二一日に到達しており、ここにおいていよいよ伊能隊の来組が までの沿道各地へ向けて出した先触で、姫路より発信している。大山組 には、それ以前の正月の日付のある書付が収載されている(3の一部を (2)には、二月朔日付のもののみであったが、本史料と次の(4)

(4) 測量御用手控帳

(3) で述べたように、正月二六日付の御用掛よりの指示の写からな

組側は正確な隊の構成員を把握できていなかった可能性は高い。二月朔日の時点でもまだ訂正されていないので、おそらく到着するまで衛や大山甚七の名が含まれているのがよくわからないが、この段階で笹別本陣)が書き上げられている。手分隊として目下別行動中の今泉又兵別を陣)が書き上げられている。手分隊として目下別行動中の今泉又兵別を開いる。最後に、伊能隊(本隊)のメンバーの名前と宿舎割当(本陣・

(5) 測量方御用日記

だったが、結局京都まで随行している。その間に測量術に興味を覚えた わっていた。人見の本務は沿道に散在していた小堀支配所村々での応接 急遽宿舎を用意するなど人見に対する組側の対応は素早かったが、(4) のか、後に忠敬より小測器を贈られ自ら京都周辺の実測を行ったという。® ていたが、予定にない京都代官小堀中務の手代人見唯右衛門が一行に加 は篠山藩役人や御用掛などの随行が予定されており宿舎の用意もなされ り興味深い。また、予定外の事態への対応も記事から窺える。伊能隊に たことが記されており、これなどは忠敬の日記には現われない事実であ 測量しているが、忠敬はそのまま宿舎に残り作業は下役・弟子らに任せ が割かれているが、時折伊能隊の動向とくに忠敬その人の動静を記して いったものだろう。人足や物品の配置についての書上にスペースの多く ある。「日記」とあるが、いわゆる日次記ではなく、折々の覚え書きと ったん旅宿に入り昼食の後、北方の氷上郡国領への山道を瓶割峠まで いる部分が興味深い。たとえば、伊能隊は栢原より追入にきた当日、い いうべきものである。おそらく大庄屋園田太助が随行しつつ書き記して 伊能隊が追入村に到着してから、北野新村を発足してゆく間の記録で

である。この他、伊能隊に提出した書付の写なども記載されている。れ、このような不測の事態にも組として的確に対応する必要があったのでも見たように当日になって判明した事実もかなり多かったものと思わ

(6) 測量御役人様諸入用附出シ帳

で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量で、両村それぞれの総計がなされた後、差引の記載がありそこに「測量で、両村のよび、追入村では八三三文、北野新村では七〇五文で、木銭額が知られるが、追入村では八三三文、北野新村では、この他に人見唯右衛復が知られるが、追入村では八三三文、北野新村では、この他に人見唯右衛復が知られるが、追入村では八三三文、北野新村では、この他に人見唯右衛復が知られるが、追入村では八三三文、北野新村では、この他に人見唯右衛復が知られるが、追入村では八三三文、北野新村では、この他に人見唯右衛復が知られた。本史料は、伊能以下は伊能隊通過後の事後処理に関わる史料である。本史料は、伊能以下は伊能隊通過後の事後処理に関わる史料である。本史料は、伊能

(7) 測量方入用附出し下帳

けられた印かとも考えられるが、現時点では何ともいえない。(6)に対する下帳という位置にあるとみることができる。「上」「郡」「組」はという朱書がほぼ一つ書き単位で現われるが、この記号の意味はかなりという朱書がほぼ一つ書き単位で現われるが、この記号の意味はかなりという人間であるとみることができる。「上」「郡」「組」は「見(6)に内容的に近似しているが表題に「下帳」とあるように、一見(6)に内容的に近似しているが表題に「下帳」とあるように、

(8) 測量方人足諸取替附留メ帳

ものと思われる。 表紙には二月としかないが、史料終盤に二月二一日の項目があること 表紙には二月としかないが、史料終盤に二月二一日の項目があること ものと思われる。

(9-1) 測量御通行入用勘定帳

(9-2) 測量につき立会勘定諸入用帳

を行っていたということだろう。こで追入村の渡口に含まれていることからみて、実際には追入村が立替れてもらっていたのである。これは本来組として引き請けたのだが、こる。通常領境で人足が交代するはずが、栢原側に掛合い追入まで乗り入

(10) 「測量方御用掛より廻文」

たものだろう。

「いるのだろう。

「いるのだろう。

「いるのでのであるのである。

「の五万七千九百四十石余がよくわからない。あるいは多紀郡の「実高」の五万七千九百四十石余がよくわからない。あるいは多紀郡の「実まずはじめに大山組の有高二千五百余石が記されるが、次に見える「惣まずはじめに大山組の有高二千五百余石が記されるが、次に見える「惣

旨を承けて作成されたものであることはいうまでもない。とがわかる。すでにみた(6)(7)(8)や次の(1)がこの廻文の趣けとなっており、測量方御用掛は時を移さず事後処理に取り掛かったこ記したものである。伊能隊が藩領を去った日(二月一二日)の翌々日付上げ、且つ提出するよう指示し、書き上げるに当たっての注意事項を列上げ、且つ提出するよう指示し、書き上げるに当たっての注意事項を列さて、本文に当たる「廻文」の趣旨は、冒頭の文章に明らかである。

(11) 測量御役人様御休泊諸入用書上帳

構成上は、竪帳と横帳の違いはあるが、(6)とかなり近似している。がなされており、おそらくそこで調整が行われたためだろう。本史料のられるのは、既に触れたように(6)(7)の段階で関係者による協議のである。但しそれらと本史料とで具体的な数字や項目などに違いが見(6)や(7)と同様、伊能隊の休泊に要した諸入用を書き上げたも

出して、諸入用のうちの「当所御上様ゟ被下置候分」を請求したのであは、(10)で見たように、次に見る(12-1)(12-2)を「ふり合」とは、(10)で見たように、次に見る(12-1)(12-2)を「ふり合」とは、追入・北野新各村の最後に(6)にはない「被下置候様奉願上候」という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整も済み本史料を藩当局へ提という一文があることだろう。最終的な調整を済み本史料に仕上げられたものと考えられる。

(12-1) 江戸服部又三郎様・岩浅三五太夫様御止宿諸入用帳

測量方御役人様御昼認メ諸入用帳

12 | | | | |

うに、これらは共に竪帳仕立てとなっている。り大急ぎで書写した様子が、筆の走り方に窺える。(11)でも触れたよまがならない。これらを(10)に添えて「相廻」し、(11)に相当する其後測量御役人様立杭村ニ而御昼有之候節之書上ケ二冊」とあるものに其後測量御役人様立杭村ニ而御昼有之候節之書上ケ二冊」とあるものにこれらは、(10)の冒頭に「先年御勘定御役人様八上新村ニ而御泊り、

の一文に「御勘定御役人様」とあるので、服部・岩浅の両者が幕府勘定料の中には「江戸御役人」としか出てこないが、先に見た(10)の冒頭で中身だけをとれば、一連の紹介史料の中で最も古いものになる。本史以上のような事情からであるが、ここで二つの史料の内容についても若以上のような事情からであるが、ここで二つの史料の内容についても若以上のような事情からであるが、ここで二つの史料の内容についても若以上のような事情がらであるが、ここで二つの史料の内容についても若以上のような事情がある。

か。さらに付け加えれば、三月の入用をその年の一二月になってようや で見たような情報の不確実性を見いだすことができるのではないだろう 辺は手分隊として別行動中であることが明らかであり、ここでも(4) 他に坂部・下河辺・青木らの名が見える。しかし、実際には坂部と下河 で、篠山藩領には伊能忠敬率いる本隊が来ているが、本史料では伊能の く、第七次(九州第一次)測量行の時のものである。詳細は省くが、一 隊の測量行の関係史料である。但し、(11) までの第八次測量行ではな 帳ということになろう。彼らには、京都代官(小堀)と大津代官(石原) から何らかの意図を帯びた幕領出張の途次にたまたま休泊した際の入用 所の役人であることがわかる。この勘定方役人の八上新村への来村の趣 素早さを際立たせるものがあり興味深い。 く藩庁へ提出している点は、先に見たような第八次における事後処理の おり、後者で昼食を取った際の入用帳である。ちなみにこの時も手分中 津方面へ向かう途次に、篠山藩領今田組木津村・立杭釜屋村を通過して 八一一年(文化八)三月八日、やはり九州より江戸への帰途姫路より摂 の手代と篠山藩から清水郡右衛門と郷組斎藤惣(宗とも)兵衛という役 意については詳細は知られないが、本文中に「御料所就御用筋」とある 人が付き添っていたことがわかる。一方(12-2)は、実はこれも伊能

3

介」を終えることとしたい。時系列上の順序については、内容を紹介した本史料群をまとめ、且つ若干の課題などに触れて長きにわたった「紹以上とりとめのない解説に終始してしまったが、最後に、やや錯綜し

に本史料群を振り返りたい。ながらある程度言及もしてきたが、ここで全体的な脈絡を通すべく簡単

までの各史料である。
までの各史料である。
は、本史料群は大きく四つのグループに分けられる。
こつ目は、
は、本史料群は大きく四つのグループに分けられる。
こつ目は、
は、本史料群は大きく四つのグループに分けられる。
こつ目は、
は、本史料群は大きく四つのグループに分けられる。
こつは、伊能

次に時系列的に各史料を再構成する(表)。史料上に記されている年次に時系列的に各史料を再構成する(表)。史料上に記されている年で、まず(10)が作成されているといえよう。問題は第四グループで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらをで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらをで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらをで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらをで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらをで、まず(10)が作成され、同時に(12)が付属する。そしてそれらをで、まず(10)が作成され、同時に(12)が作成され、ほぼ同時に(8)もできる。そして下書としての(6)を経て(11)が仕上げられる。そして最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件で最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件で最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件で表し、ここではあくまで(11)が仕上げられる。そして最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件である。そして下書としての(6)を経て(11)が仕上げられる。そして最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件である。そして下書としての(6)を経て(11)が仕上げられる。そして最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件である。そして下書としての(6)を経て(11)が仕上げられる。そして最後に(9)の二点が作成されて、大山組における伊能測量隊の一件である。そしている。

本解題は、伊能隊の測量行の一端を紹介史料を通して表面的に眺めた

することもあろう。いずれも今後に期したい。 ものにすぎない。従って論じきれなかった点も多々あろうかと思う。最ものにすぎない。従って論じきれなかった点も多々あろうかと思う。最ものにすぎない。従って論じきれなかった点も多々あろうかと思う。最ものにすぎない。従って論じきれなかった点しいことはすでに見けるがにする必要を感じる。これには、藩政史料や御用掛その人の関係史料などの「発掘」が不可欠である。紹介した史料には度々「測量方御用掛」を食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩や食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩や食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩や食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩や食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩や食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩中食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(藩中食材の調達がいかなる地域的な前提のもとに実現したのか。組、郡(本)というに対したが、本)というに対したい。まず、篠山藩後に本解題との関わりに対したが、本)というに対したが、本)というに対したい。

註

◎ 「大谷亮吉『伊能忠敬』(岩波書店、一九一七年)。) 大谷亮吉『伊能忠敬』(岩波書店、一九一七年)。

を学んだ。
 本解題は、それらの先行研究に拠るところが大きい。とりわけ最近刊行
 本解題は、それらの先行研究に拠るところが大きい。とりわけ最近刊行

- とるようになり、本稿でも大いにこの恩恵を蒙った。
 とがで巻一)。これにより『測量日記』の全容に、比較的容易に触れることがで、大は後者を底本とされている)の翻刻が公刊された(大空社、全六巻・別氏は後者を底本とされている)の翻刻が公刊された(大空社、全六巻・別氏は後者を底本とされている)の翻刻が公刊された(大空社、全六巻・別による。『測量日記』の翻刻はこれまでにも部分的になされていたが、一による。『測量日記』の翻刻はこれまでにも部分的になされていたが、一たは後者を成立している。
- 筆の上でも参考になった部分が多かった。

 ・ 地元研究者の横川淳一郎氏は長年、丹波国氷上郡と多紀郡における伊能の上でも参考になった部分が多かった。

 ・ 地元研究者の横川淳一郎氏は長年、丹波国氷上郡と多紀郡における伊能の上でも参考になった部分が多かった。
- が数多く存在している。 これは誤りで明山姓が正しい。ちなみに西紀町上板井地区には明山姓の家』『測量日記』文化一一年二月三日条に「明石権太夫」として登場するが、
- 『測量日記』文化一一年正月二四日条。
- 文化一一年二月朔日条)。
 ② 国領から瓶割峠までは二月朔日に国領側より測量している(『測量日記』
-) 大谷亮吉前掲書、七六二頁。
- 余である(『天保郷帳』内閣文庫所蔵史籍叢刊五五)。 八三四年(天保五)における多紀郡の「表高」は五万二千二百五十石
- 平忠正流服部氏の項に見える服部又三郎義英のことか。これによれば、⑩ 服部又三郎は、『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会刊)第二十、

日される。

日される。

日される。

・大八四年(天明四)に勘定となり、一七八八年の将軍代替り諸国巡見使に七八四年(天明四)に勘定となり、一七八八年の将軍代替り計国巡見使に七八四年(天明四)に勘定となり、一七八八年の将軍代替り諸国巡見使に七八四年(天明四)に勘定となり、一七八八年の将軍代替り諸国巡見使に七八四年(天明四)に勘定となり、一七八八年の将軍代替り諸国巡見使に七八四年(天明四)に勘定となり、一七八八年の将軍代替り諸国巡見使に

『測量日記』文化八年三月五日条。

(1)

番号	表題	掲載回
1	測量御用につき大庄屋廻状〔1811年12月25日〕	第1回
4	測量御用手控帳 〔1814年正月26日〕	第1回
3	測量御用控書〔同年正月下旬(一部2月2日)〕	第1回
2	測量方御休泊用・御案内手続覚書 〔同年2月朔日〕	第1回
5	測量方御用日記 [同年2月3~5日]	第3回
10	「測量方御用掛より廻文」 〔同年2月14日〕	第3回
12- 1	江戸服部又三郎様・岩浅三五太夫様御止宿諸 入用帳 〔同年2月14日(原典は1796年12月)〕	第3回
12- 2	測量方御役人様御昼認メ諸入用帳 〔同年 2 月14日(原典は1811年12月)〕	第3回
7	測量方入用附出し下帳 〔同年2月21日〕	第2回
8	測量方人足諸取替附留メ帳 〔同年2月21日以降〕	第2回
6	測量御役人様諸入用附出シ帳 [同年 2 月24日頃]	第2回
11	測量御役人様御休泊諸入用書上帳 [同年3月]	第3回
9 - 1	測量御通行入用勘定帳 〔同年6月(20日頃)〕	第2回
9 - 2	測量につき立会勘定諸入用帳 〔同年 6 月20日(~7月)〕	第2回

伊能隊関係史料 (時系列順)